

令和7年度 姫路市立手柄小学校いじめ防止基本方針

姫路市立手柄小学校

1 本校の方針

本校は「心豊かで生き生きと学ぶ手柄っ子の育成」を学校の教育目標に据え、「やさしい子」「かしこい子」「たくましい子」をめざす児童像として取り組んでいる。

上記の目標を達成するために生活指導においては、児童一人ひとりの人格の健全な育成を図るとともに、「いつ」「どのような場所」においても、その時々状況にふさわしい適切な行動の仕方を自分自身で判断し、実行できる力を培うことをねらいとしている。

そこで、全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

2 いじめについての基本的な考え

いじめの定義は「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」とし、いじめは、

- ・どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。

であることを共通認識として、以下のような対応を行っていく。

- ・問題が発生した場合は一人で抱え込まず、生徒指導担当・管理職に報告し、早期に対応チームを組織し対応していく。
- ・児童を発達途上の段階と捉え、問題を解決することでよりよい成長につながるよう指導する。
- ・保護者や関係機関との連携を密にし、様々な角度からアプローチできるようにする。

3 いじめ防止等の具体的な取り組み

(1) 未然防止

教師と子ども間	教師間
・学級経営の中で「困ったこと」「おかしいこと」を素直に教師に伝えられる関係づくりをする。 ・道徳の時間を中心に各教科の指導においても人権教育を意識した取り組みを行う。 ・モジュールの時間や各教科の言語活動を通して自分の気持ちを表現し、相手の気持ちを考える力を養う。 ・総合的な学習の時間等を利用し、ネットトラブル防止やモラルなどネットに対する正しい使い方を指導する。	・すべての児童をすべての教員でかかわるという姿勢を大切にし、個々の児童の実態を共通理解する場を設定する。 ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、教員の対応能力向上に向けた研修を行う。 ・授業力を高めることが生活指導の充実につながると捉え、授業研究や教材研究に努める。

(2) 早期発見

- | | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| ・休み時間等の日常的な実態把握 | ・生活アンケートの活用 | ・生活ノートや日記 |
| ・教育相談日の設定 | ・個人面談 | |

これらを通じて早期発見していく。そのためには、日ごろからの児童・保護者との信頼関係を築いていかなければならない。

(3) 早期対応

いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に取り組んでいく。

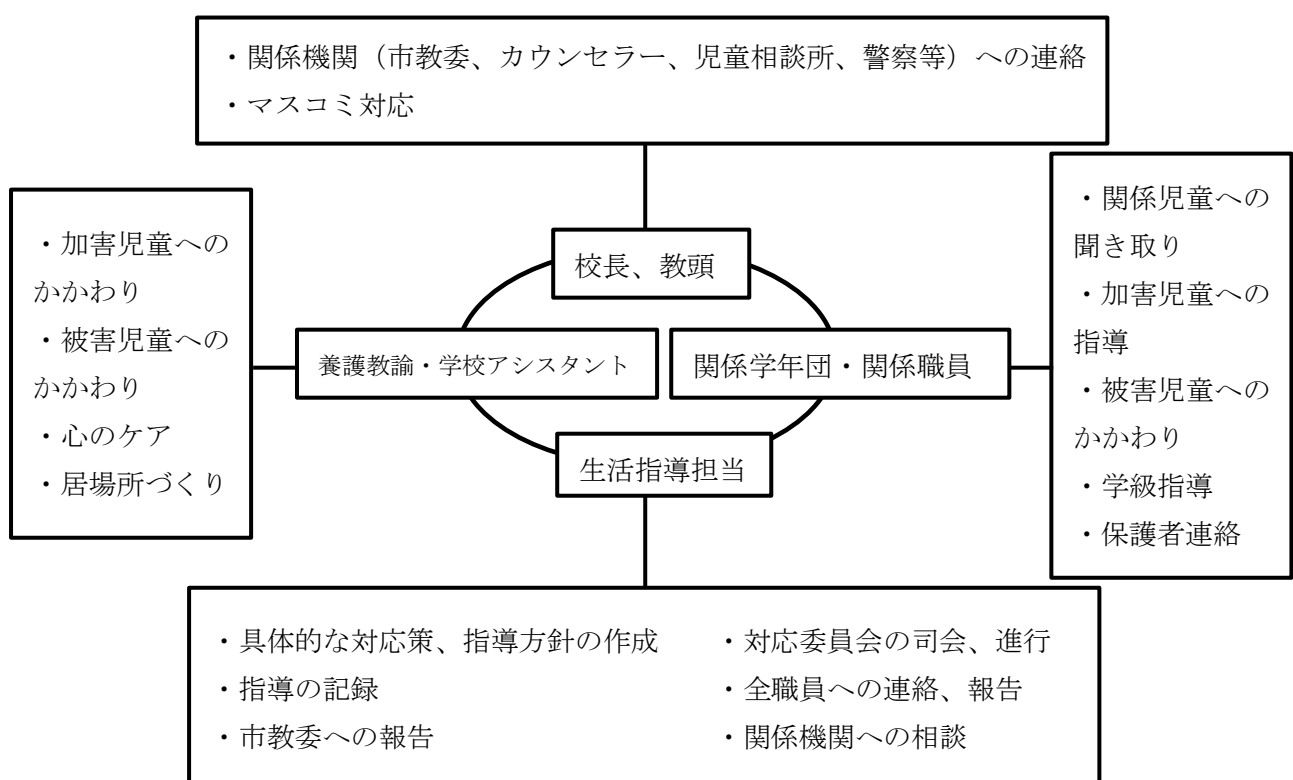
- ① 正確な実態を把握する。(複数教員の聞き取り、周囲児童への聞き取り等)
- ② いじめ対応チームによる対応策の検討・決定する。
- ③ いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童の安全を確保する。
(休み時間等の見守りを強化する。)
- ④ 保護者への連絡。関係機関への連絡を行う。

(4) 追跡指導

- ① 保護者への連絡を引き続き行う。
- ② カウンセラー等と連携し、引き続き十分な観察と指導を行う。
- ③ いじめ解消を確認する。(担任→生活指導担当→管理職)
- ④ カウンセラー等と連携し、引き続き十分な観察と指導を行う。
- ⑤ 事後指導を行う。

加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促す。

4 いじめ対応チームの役割と位置づけ



5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査し、学校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校の設置者又は学校が調査を行う。
- ・ 校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会を開き、調査し、事態の解決にあたる。
 - ・ 「いつから」「誰から」「どのように」「学校はどのように対応したか」等、事実関係を明確に速やかに調査する。
 - ・ 調査を行う委員は、専門知識及び経験を有する学校外の第三者を加えたメンバーで構成し、調査の公平性・中立性を図る。
- ② いじめを受けた児童及び保護者に対する情報を提供する。
- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対して提供された情報には、責任を有することを踏まえる。

6 その他の事項

- ① 保護者や地域への情報発信に努める。
- ・ いじめ防止等について、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会や PTA 総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。
- ② 生活指導委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- ・ いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて生活指導委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。
 - ・ 基本方針を見直すに際し、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

教室	☐ 1. 朝、靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、靴が靴箱の中に入っていないものが多い。 ☐ 2. 天井や掲示物が破れていたり、机に落書きがあったりする。 ☐ 3. 教室のゴミ箱にゴミがあふれている。 ☐ 4. 他の児童の机と机の間隔とは大きく違って、特定の児童だけの机の間隔が他の児童と開いている。
集団	☐ 1. グループ分けをすると特定の児童だけが残ってしまう。 ☐ 2. 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。 ☐ 3. 些細なことで特定の児童を冷やかしたりするグループがある。 ☐ 4. 特定の児童に気がつかっている雰囲気がある。 ☐ 5. クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔を窺っている児童がいる。 ☐ 6. 授業中に、特定の児童に消しゴム等を投げている。
いじめられている児童	☐ 1. 休み時間は教室に常にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。 ☐ 2. 一人であることが多い。 ☐ 3. 遅刻・早退・欠席が多くなっている。 ☐ 4. 体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。 ☐ 5. 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。 ☐ 6. 生活アンケートの記述欄に多くの記述をする。 ☐ 7. 生活アンケートを提出しない。 ☐ 8. 教職員の近くにいたがったり、話しかけたまま離れようとしない。 ☐ 9. 持ち物や机に落書きをされる。 ☐ 10. 靴箱の靴を違う靴箱に入れられたり、隠される。 ☐ 11. 持ち物が隠されたり、壊されたりする。 ☐ 12. 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。 ☐ 13. ひとりだけで掃除をしていたり、常にゴミ捨てやぞうきんの当番になっていたりする。 ☐ 14. 服にくつ跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。 ☐ 15. 手足に傷やあざがある。 ☐ 16. 毎日、必要以上のお金を持ってくる。 ☐ 17. 他の児童の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。 ☐ 18. けがをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。
いじめている	☐ 1. 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。 ☐ 2. 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ったりしてしまう。 ☐ 3. グループで常に行動し、他の児童を威嚇したり、指示したりする。 ☐ 4. 特定の児童だけに強い仲間意識を持っている。 ☐ 5. 活発に行動するが、他の児童にきつい言葉を使う。

「いじめ」問題に対して組織的に対応するための校内システムを構築する

姫路市立手柄小学校

いじめ対応の共通理解

- ・いじめはどの児童にも起こりうる問題として取り組む
- ・人権侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ・問題が発生した場合は一人で抱え込まず、生活指導担当・管理職に報告する
- ・すぐに対応チームを組織し、問題解決に向けて動く

「いじめ予防」の取組

教師

- ・いじめ問題に対応するための研修をする
- ・授業力を向上させる
- ・教師間の連携を密にする
- ・教師が相談できる立場になる
- ・いじめにあいそうな児童を共通理解する

児童

- ・違いを認め合える力をつける
- ・おかしいことに気が付ける人権感覚を磨く
- ・おかしいことを指摘できる実践力をつける

家庭・地域・関係機関

- ・保護者への啓発
- ・普段から信頼関係を築く
- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・警察との連携
- ・放課後児童クラブとの連携

(1) 発見

- ・生活アンケートの実施
- ・生活ノート、日記、作文
- ・日常的な観察（授業、休み時間、給食時等）
- ・保護者からの連絡
- ・教師間の情報交換
- ・教育相談日

(2) 対応

- ・対応委員会の設置
- ・事実確認
- ・個別指導
- ・全体指導
- ・家庭訪問
- ・生活指導委員会
- ・いじめた児童への指導
- ・いじめられた児童への支援
- ・周囲の児童への指導
- ・保護者への連絡

(3) 追尾

- ・いじめた児童、いじめられた児童のケア
- ・事後指導
- ・解決されたとしても、継続的に指導、観察を行う